

第6回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和2年6月30日

出席者	1. 菊池勇夫 2. 中野誠五 3. 甲斐奉文 4. 中田辰美 5. 森田正春 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 田野敏広 9. 山口時義 10. 藤本政嗣 11. 黒木民徳 12. 藤田博文 13. 菊田正光 14. 竹田親吏
議事録署名人	14番 竹田 親吏 委員 1番 菊池 勇夫 委員
開催時間	開会 AM 10:00 ~ 閉会
発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和2年第6回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日の総会は、令和2年7月19日をもって現農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さんが任期満了となりますので、現委員での最後の総会になります。そのことから、本日は町長に同席いただいております。会長挨拶後、町長にご挨拶いただきます。</p> <p>それでは、始めさせていただきます。</p> <p>本日は、12番藤田博文委員より欠席届が出ております。ただ今の出席委員は13名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<挨拶>
局長	続きまして、田中町長にご挨拶をいただきます。
町長	<挨拶>
局長	<p>ありがとうございました。町長は次の用務がありますので、ここで退室いたします。</p> <p><町長、退室></p>

議長

それでは日程表に従いまして、令和2年第6回総会を進行していきます。

日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。14番竹田親史委員、1番菊池勇夫委員、よろしくお願いいたします。

続いて日程第2、会期の日程は本日1日といたしますがよろしいですか。

<異議なし>

異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。

それでは日程第3、議案審議に移ります。

議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請について。この議案の内容につきまして、地区担当委員の早期退席の申し出が出ておりますので、順番を入れ替えて審議いたします。ご了承ください。それでは事務局の提案理由説明を求めます。

局長

2ページをお開きください。議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があったので、承認を求める。令和2年6月30日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号70番から74番までの5件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

議長

順番を入れ替えまして、受付番号73番の説明をお願いします。

事務局員

10ページをお開きください。受付番号は73番です。申請人の譲受人が、門川町の68歳の方。譲渡人が、美郷町北郷入下の78歳の方です。申請地は、北郷入下字ミナノセ、畑2筆、2,163㎡になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は、保全管理と野菜となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ3,427㎡。家畜はありません。家族総数3名の労力3名となっております。譲受人の自作地3,427㎡は、門川町に所有耕作する農地でありまして、門川町発行の耕作証明により確認しております。譲受人は元々北郷出身であり、北郷でも農業がしたいということで今回の申請に至ったと聞いております。11ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

はい、7番柳田です。説明の前に、私事のため案件の順番が変わりましたことをお詫び申し上げます。

説明いたします。譲受人は元々譲渡人と同じ地区に住んでいた方です。譲受人は建築業を営んでおりまして、設計技師等の仕事をしながら田も作っております。農地の利用については、花の植栽を行いたいということでありまして。譲渡人は高

齢で自身で耕作が出来ないため、殆どの農地を他人に預けております。残っていた農地の売却については、双方で話がまとまり今回の申請となりました。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 73 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 73 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 74 番の説明をお願いします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号は 74 番です。申請人の譲受人が、門川町の 54 歳の方。譲渡人は、延岡市の 77 歳の方です。申請地は、北郷黒木字舟方、田 8 筆、7,915 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 3,516 m²。家畜はありません。家族総数 4 名の労力 3 名となっております。譲受人の自作地は妻の父親が所有する農地で、耕作は一緒に行っていると聞いております。譲受人は建設業を営んでありますが、コロナウィルスの関係で仕事が激減したことから、農業分野を拡大するために今回の申請に至ったものであります。13 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。譲受人は現在門川町に住んでいますが、奥さんが北郷出身であります。申請地の田とともに隣接する住宅も一緒に購入して、農繁期にはそこで寝泊りして耕作を行うということです。譲渡人は延岡市に住んでおります。手続きは行政書士に任せており、何の問題もないと思われまます。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 74 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 74 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
それではここで、7 番柳田隆喜委員が退席となります。

<柳田隆喜委員、退席>

続きまして、受付番号 70 番の説明をお願いします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 70 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷鬼神野の 57 歳の方。譲渡人が、小林市の 53 歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字尾迎、畑 1 筆、519 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は榊の植栽となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 3,644 m²。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 3 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

4 番、中田です。譲渡人は現在小林市に住んでいて、こちらに家族はいますが時々しか帰ってこれません。譲受人は役場職員であり、申請地の隣接地にヒサカキを植栽しているので、もう少し増やしたいということで今回の申請になったそうです。何の問題も無いと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 70 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 70 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 71 番の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号は 71 番です。申請人の譲受人が、美郷町

西郷田代の 73 歳の方。譲渡人が、宮崎市の 73 歳の方です。申請地は、西郷田代の田 5 筆、畑 1 筆、合計 6 筆の 1,550 m²になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は、水稻他となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 7,972 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

林田委員

6 番、林田です。譲渡人は宮崎市に住んでおり、以前より農地については周りの人に管理を頼んでいました。今回譲受人との間で売買の話がまとまったため、案件として申請することとなりました。譲受人は町議であります。農地もきちんと管理する方ですので問題ありません。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 71 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 71 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 72 番の説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 72 番です。申請人の譲受人は、延岡市の 73 歳の方。譲渡人は、美郷町北郷宇納間の 76 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字岩下、畑 1 筆、1,963 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は飼料作となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみの 5,176 m²。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。譲受人は延岡在住であります。自作地農地は北郷にある農地であり、通作も問題ありません。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

1 番、菊池です。譲渡人は炭焼きをやっており、耕作地を少し減らしたいとい

うことであります。申請地は譲受人の実家のすぐ横にあり、通作にも問題が無いことから売買の話がまとまったようです。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 72 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

林田委員

はい。

議長

どうぞ。

林田委員

6 番、林田です。確認ですが、利用計画が飼料作となっていますが、どなたかが畜産をされているのでしょうか。

菊池委員

すぐ近くに畜産されている方がおります。そこと耕蓄連携をやっていくということです。

議長

他にありませんか。

山口委員

いいですか。

議長

どうぞ。

山口委員

9 番、山口です。譲受人は仕事関係で家を構えての延岡在住なんですか。

菊池委員

延岡在住です。土日に農業しに帰ってきて米を作っております。

議長

他にありませんか。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 72 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 25 号、非農地の許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

14 ページをお開きください。議案第 25 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条の規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求め

る。令和 2 年 6 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。次のページが対象農用地の位置図であります。別紙に追加案件がありますので、受付番号 75 番・76 番・80 番の 3 件となります。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

16 ページをお開きください。受付番号は 75 番です。受付月日が、令和 2 年 6 月 12 日。申請人は、美郷町南郷神門の 70 歳の方です。申請地は南郷神門、田 5 筆、畑 1 筆の計 6 筆、1,454 m²になります。現況は山林となっております。所有者は申請人と同じであります。調査月日は、令和 2 年 6 月 12 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなります。17 ページが地籍集成図、18 ～ 19 ページが現況写真であります。申請地は山林化しており、周囲も山林に囲まれていることから、非農地扱いすることによっての影響は無いと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

田野委員

8 番、田野です。自分の農作業が忙しく、申請人の方に合わせて説明を聞くことが出来ませんでした。申し訳ありませんでした。写真判断をよろしく願います。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 75 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 75 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 76 番の説明をお願いします。

事務局員

20 ページをお開きください。受付番号は 76 番です。受付月日は、令和 2 年 6 月 15 日。申請人は、小林市在住の 53 歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字尾迎、田 4 筆、1,323 m²になります。現況は原野です。所有者は、申請人と同一であります。調査月日は、令和 2 年 6 月 15 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。21 ページが地籍集成図、22 ～ 23 ページが現況写真になります。申請人が小林市在住のため、申請地を管理するものがおらず、手付かずで長期にわたって耕作されていないことから原野化したものであります。今後も農地として管理は困難であるため、地目を変えたいという意向であります。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

4 番、中田です。先程の事務局の説明のとおり、申請人は小林市在住であり、当分帰ってくる予定は無いそうです。なおかつ山田のような状況で、道は通ってますが今更農地として利用することは出来そうにありません。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 76 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 76 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、追加案件である別紙の受付番号 80 番の説明をお願いします。

事務局員

別紙資料の 3 ページをお開きください。受付番号は 80 番です。受付月日が、令和 2 年 6 月 22 日。申請人が、美郷町北郷宇納間の 81 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字小春、田 1 筆、2,401 m²であります。現況は原野です。所有者は、すでに亡くなっている方です。調査月日は、令和 2 年 6 月 24 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。4 ページが地籍集成図、5～7 ページに現況写真を添付しております。申請人は土地所有者の相続者であり、申請地の管理を行っておりますが、高齢により管理が困難になり原野化したものです。今後農地として管理する親族もいないため、地目を変えたいという意向で今回の申請となりました。今回の申請は土地所有者が死亡しており、相続人のうちの 1 人からの申請となっております。今までの非農地証明の申請人の取扱は、原則所有者からの申請でないことと受付を行っていませんでした。本案件は相続人に所在不明な者がいて、相続登記の困難な土地であります。どうにかならないかと相談があり、近隣市町村及び関係機関や司法書士等に確認をしたところ、地目変更の行為は、民法第 252 条に、保存行為は各共有者がすることが出来るという部分に該当するという事で回答を得ております。現状の価値を保存する行為であるため、共有関係にあっても他の共有者の同意を得ずに各共有者が単独で行えるというものです。この回答により、今回の申請について申請受理を行っております。申請農地は長期にわたって手付かずで、復旧が困難な非農地化しているため、このような場合は農地としないというのが法律上の扱いとなっておりますので、この案件は問題ないと考えております。以上です。

議長	地区担当委員の説明をお願いします。
藤本委員	10 番、藤本です。申請人は所有者の息子であります。高齢で体も弱っているため、農地の管理など出来ない状態です。申請地は以前米つくりを失敗してから使用しておりません。私も田として回復は出来ないと思っております。ご審議の程よろしくをお願いします。
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 80 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 80 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、議案第 26 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	24 ページをお開きください。議案第 26 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 2 年 6 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。25 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 77 番と 78 番の 2 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。
事務局員	26 ページをお開きください。受付番号は 77 番です。申請人が、美郷町南郷神門の 70 歳の方です。申請地は、南郷神門字上名木、畑 1 筆、230 m ² であります。申請の理由は、20 年程前に整地及び車庫の建築をしたが、転用申請が必要であることが判明し、今回の追認申請となりました。転用後の用途は、車庫及び駐車場となっております。転用の時期は、年月日不詳で永年間の使用となっております。27 ページが地籍集成図、28 ページが始末書です。29 ページに土地利用計画図、30 ページに現況写真を付けておりますが、別刷りの議案第 26 号参考資料をご覧ください。1 ページが土地利用計画図の正しいものになります。2～3 ページが現況写真になります。本件につきましては隣接する農地もなく、過去に公共投資もされていない申請地のみの小規模な庭先の農地であり、始末書も提出されていることから追認やむなしと考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。

田野委員

8 番、田野です。申請人が 20 年程前にこの家を買ったときから、申請地には倉庫等が建っていて農地とは思わなかったそうです。裏に庭を造るために調べたところ、畑であることが判明したため今回の申請になったそうです。以上です。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 77 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 77 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 78 番の説明をお願いします。

事務局員

31 ページをお開きください。受付番号は 78 番です。申請人が、美郷町南郷神門の 87 歳の方。申請地は、南郷神門字上名木、畑 1 筆、661 m²であります。申請理由は、15 年程前に進入路及び車庫兼資材倉庫の建築をしたが、転用申請が必要であることが判明し、今回の追認申請となりました。転用後の用途は、車庫兼資材倉庫及び進入路となっております。転用の時期は、年月日不詳で永年間の使用となっております。32 ページが地籍集成図、33 ページが始末書、34 ページが土地利用計画図、35 ページが現況写真と、参考資料の 4 ページに航空写真を添付しております。本件については、申請地北側に畑があり野菜を耕作しておりますが、申請人所有のため問題ないと考えます。東側西側は宅地、北側の進入路は国道に接続しており、南側も河川であるため周辺への影響はありません。申請地は公共投資のされていない小規模な農地であり、始末書も提出されているため追認やむなしと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

田野委員

8 番、田野です。話を聞いたところ、お孫さんが家を建てるのに転用の相談をしたところ、農地の一部に無断転用が判明したため、分筆し今回の申請になったそうです。以上です。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 78 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 78 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 27 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

36 ページをお開きください。議案第 27 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 2 年 6 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 79 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

38 ページをお開きください。受付番号は 79 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町北郷入下の 41 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町北郷入下の 98 歳の方です。利用権を設定する土地は、北郷入下字柳瀬、田 2 筆、2,338 m²になります。利用権の設定に伴う事項については、申請書明細のとおりであります。利用権の設定を受ける者の経営上ですが、自作地・小作地あわせて 14,724 m²です。家族総数 1 名の労力 1 名。利用権設定区分は新規になります。39 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

1 番、菊池です。利用権の設定を受ける者は元農協職員で、若いうちに退職されて専業農家としてがんばっています。現在はズッキーニ他手広くやっております。利用権を設定する者は 98 歳と高齢のため、耕作する事が出来ません。申請地の隣接地には自身が使用しているハウスがあり、勝手が良かったため今回の申請になったそうです。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 79 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 79 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

局長

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
以上で、すべての審議を終了いたします。

ご起立をお願いいたします。
以上を持ちまして、令和2年第6回美郷町農業委員会総会を終了いたします。
一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 菊田 正光

美郷町農業委員会 委員 竹田 親吏

美郷町農業委員会 委員 菊池 勇夫

